

平成20年3月21日

内閣総理大臣
財務大臣
外務大臣
経済産業大臣
環境大臣 〓
農林水産大臣
林野庁長官
衆議院議長
参議院議長

磐田市議会議長 河島直明

森林を守り林業関連産業政策の推進と林野事業の健全化を求める意見書

日本の森林・林業・木材関連産業は、木材価格が長期低迷する中で、林業の採算性は悪化し、森林所有者の経営意欲も極度に低下するなど、適切な森林の育成・整備が停滞する現状にある。

一方、森林の持つ多面的機能の発揮が求められ、自然・生活環境の保全や保健・文化的利用の場の提供など、国民の期待と要請は年々増加している。

これを受け、政府は森林を適切に整備・保全する「美しい森林づくり」を推進するとし、関係省庁の連携強化、官民一体の運動に取り組むとともに、2007年から2012年までの6年間で330万ヘクタールの間伐を実施するとしているが、森林整備に係る予算措置が不透明であることや、地方自治体の財政難、森林所有者の負担などから、実行体制の不備が危惧されるところである。

よって、国におかれては、下記の事項について、必要な対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球規模での環境保全への対策を推進し、地球温暖化防止における森林吸収源対策の財源を確保すること。

- 2 森林・林業基本計画に基づく森林の整備・保全、地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備、林業労働力の確保に向けた諸施策を確立すること。
- 3 国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と地域振興に資する管理体制の確保を図り、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と技術者の育成確保を、国が責任を持って図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。